

脱炭素社会実現に向けた再エネ導入目標策定支援業務 業務委託仕様書

1 業務の目的

長野市は、2050ゼロカーボン実現に向けて、また、令和3年度に国から認定されたバイオマス産業都市として、ゼロカーボン施策を推進している。

本業務は、環境省の令和4年度（第2次補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）を活用し、現状の2050年ゼロカーボン達成へのシナリオと目標設定の見直しを図るとともに、当該目標に見合った再エネ導入目標を設定し、ゼロカーボン達成に向けた施策の具体化及び実現性向上を図ることを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 業務名：脱炭素社会実現に向けた再エネ導入目標策定支援業務
- (2) 事業対象地域：長野市全域
- (3) 履行期間：契約締結日から令和6年2月9日（金）まで

3 業務の内容

(1) 温室効果ガス排出の現状に係る調査・分析

市のゼロカーボン達成への目標設定を検証し、施策の具体化を進めるための前提条件として、以下の調査を行う。

- ・温室効果ガスの排出の現状に関する調査
- ・現状を踏まえた地域課題の分析
- ・将来の温室効果ガス排出量のシナリオ別推計

(2) 目指すべき地域脱炭素の姿の検討

脱炭素と市民の暮らしの質の向上を両立する地域脱炭素の姿を明らかにするため、以下の調査を行う。

- ・地域課題の解決に資する脱炭素の方向性の検討
- ・市としての地域脱炭素のコンセプトの検討

(3) 脱炭素推進のための重点施策の検討

市が掲げる重点施策の構想を具体化し、施策ごとに試算した効果に基づいて目標値の検証を行うとともに、目標値達成の確度を高めるため、以下の調査を行う。

- ・脱炭素推進に係る重点対策地域の検討
- ・対象地域のエネルギー需要に係るデータ整理・分析
- ・対象地域で利用可能な再エネ導入ポテンシャルの確認
- ・対象地域での脱炭素推進策における効果の取りまとめ

(4) 脱炭素ロードマップの検討

市のゼロカーボン達成に向けた目標とそれに対する施策の関係を明確にするため、以下の調査を行う。

- ・脱炭素推進に向けた重点施策におけるアクションの具体化
- ・2030年までのアクションプランの検討
- ・2050年までの脱炭素ロードマップの検討

4 成果品

- (1) 報告書 10部
- (2) 報告書（概要版） 10部
- (3) 上記(1)及び(2)の資料を電子化したもの（CD-ROM又はDVD） 3枚

5 業務履行に当たっての留意事項

(1) 再委託の禁止

ア 受託者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

イ 仕様書に主たる部分の指定がない場合は、おおむね契約金額の二分の一以上に相当する業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

ウ 受託者は、前2号の規定に該当しない業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。

(2) 費用負担

本業務の遂行に伴う費用は、本仕様書に明記がないものであっても、原則として受託者の負担とする。

(3) 守秘義務

ア 受託者は、本事業の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託事業終了後も同様とする。

イ 成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、市の承諾を得た場合は、この限りではない。

(4) 肖像権に関する事項

受託者は、本事業の実施に当たって使用する写真の被写体が人物の場合は、肖像権の侵害が生じないように留意しなければならない。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本事業の実施に当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、情報の漏えい、滅失、損傷の防止

その他の情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 その他

- (1) 業務内容に疑義が生じた場合には、受託者は速やかに市と協議し、その指示を受けることとする。
- (2) 本仕様に記載のない事項は、市と受託者との協議の上、決定することとする。
- (3) 受託者は、業務を実施するにあたり、市との緊密な連携を図るとともに、進捗に応じて市の指示により報告を行うこと。
- (4) 本業務における仕様書に定める成果品以外にも、市が必要な資料や説明を求めた場合は、協力すること。